

豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家バンクに登録した空き家の家財道具等の処分(以下「家財処分」という。)を行う者に対し、その家財処分に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、豊能町補助金等交付規則(昭和50年7月1日規則第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、豊能町空き家バンク事業実施要綱(平成24年5月1日施行。以下「実施要綱」という。)において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、空き家の空き家バンク登録者(実施要綱第4条に規定する空き家バンクへの登録を行った者をいう。)であって、当該空き家について、この要綱による補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思があるものとする。ただし、町税を滞納している者を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に係る次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 収集運搬及び処分代行業者への委託料
- (2) 分別作業代行業者への委託料
- (3) 運搬車両賃借料
- (4) 処理手数料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、10万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、家財処分等を行う日の10日前までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 家財処分等箇所の写真(家財処分等実施前)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、申請者1人当たり1回及び空き家1戸当たり1回を限度とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、家財処分等が完了したときは、家財処分等が完了した日から14日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 家財処分等箇所の写真(家財処分等実施後)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第9条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、豊能町空き家バンク活用促進事業(家財道具等処分)交付請求書(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 空き家所有者のうち貸主にあつては、補助金の交付をした日から起算して2年未満に交付の対象である住宅を賃貸の用に供する事ができなくなったとき、又は空き家情報から自己都合により抹消したとき。
- (3) 空き家所有者のうち売主にあつては、助成金の交付をした日から起算して2年未満に交付の対象である住宅を空き家情報から自己都合により抹消したとき。
- (4) 前第2号、第3号に該当した場合、交付をした日から起算して、決定の取り消され

た日までの返還金は次のとおりとする。

1年未満の場合	交付した補助金額の100%
1年以上2年未満の場合	交付した補助金額の50%

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月12日から施行する。